

佐賀県告示第 299 号

土地収用法（昭和 26 年法律第 219 号）第 34 条の規定による収用及び使用の手続開始の申立てがあったので、同法第 34 条の 3 の規定により、次のとおり告示する。

平成 25 年 9 月 24 日

佐賀県知事 古 川 康

- 1 起業者の名称 国土交通大臣
- 2 事業の種類 一般国道 497 号新設工事(西九州自動車道「唐津伊万里道路」新設工事・佐賀県伊万里市波多津町津留字小坊地内から同市南波多町府招字小原地内まで)並びにこれに伴う一般国道改築工事及び市道付替工事
- 3 手続が開始される土地
 - (1) 収用の手続が開始される土地 伊万里市南波多町古里字後口谷、字広田及び字山ノ口、水留字前平、大曲字裏ノ原、高瀬字馬ノ子谷、字梅ノ木谷及び字宇登山、井手野字深瀬、字端山、字下対、字上対、字中川原、字裏ノ原及び字新久田、原屋敷字上項、字平松、字原、字長峰、字桑ノ木原、字清水原、字上三操屋及び字萬藏山並びに府招字上万場、字乙房、字平松、字道源、字長田、字大原、字船川及び字小原
 - (2) 使用の手続が開始される土地 伊万里市南波多町古里字後口谷、字広田及び字山ノ口、水留字前平、大曲字裏ノ原、高瀬字馬ノ子谷、字梅ノ木谷及び字宇登山、井手野字端山、字下対、字上対、字中川原、字裏ノ原及び字新久田、原屋敷字上項、字平松、字原、字長峰、字桑ノ木原、字清水原、字上三操屋及び字萬藏山並びに府招字上万場、字乙房、字平松、字道源、字長田及び字小原
- 4 土地収用法第 34 条の 4 第 2 項の規定による図面の縦覧場所
伊万里市役所